以下を考慮し、
a)　地球観測データの収集及び交換は、気象予報の正確性を向上させるのに不可欠であり、このことは、世界中で人命の保護や財産の保全に貢献していること。
b)　地球観測データは、気候の変化の監視及び予測、災害の予測、監視及び被害の緩和、気候変化の全ての側面の理解、モデル化及び検証並びに関連の政策の立案にとっても不可欠であること。
c)　地球観測は天然資源に関する有益なデータを入手するためにも用いられており、このことは特に開発途上国の利益のために重要であること。
d)　地表の観測は、多様な他のアプリケーション（例えば、都市開発、公共事業の進展、農業、安全保障）にも使用されること。
e)　全世界で多くの観測が行われており、世界規模で検討すべき周波数に関連する課題を要求していること。
f)　WMO、IPCC及びGEOのような多くの国際団体が、地球観測の無線通信アプリケーションの重要性を強調していること、そしてそれらの団体とITU-Rとの協力が必須であること。
g)　気象及び地球観測衛星は、最近では、限られた国でしか運用されていないものの、それらの運用で得られたデータ及び／又は関連する解析結果は、世界的に配布され使用されていること。特に先進国及び開発途上国の国内気象業務のため並びに気候変動に関係する組織によって使用されていること。
h)　地球観測は、国際社会全体の利益のために行われており、そのデータは一般的に無料で利用可能であること。
以下を想起し、
a)　特に開発途上国、後発開発途上国及び小経済国における自然災害及び人的災害の影響を、ICTを用いて予測・監視するシステムの設置を求めている電子環境に関する世界情報社会サミット（2003年ジュネーブ）の行動計画
b)　早期警戒、防災、軽減及び救援に関する緊急かつ災害状況時の監視及び管理のための電気通信／ICTの使用に関する全権委員会議の決議第136（2010年グアダラハラ）
c)　気候変動と環境保護のための電気通信／ICTの役割に関する全権委員会議の決議第182（2010年グアダラハラ）
以下を認め、
a)　ITU-R勧告RS.1859「自然災害及び同様の緊急事態に使用されるデータ収集のためのリモートセンシング・システムの使用」及びITU-R勧告RS.1883「気候変動とその影響に関する研究におけるリモートセンシング・システムの使用」
b)　ITU-D研究課題22/2「災害発生時や緊急救援時に適用される災害管理、資源並びに能動及び受動の宇宙センシングシステムへのICTの利用」に関するレポート
c)　WMO-ITUハンドブック「気象、水及び気候の監視及び予報の気象学における無線周波数の使用及び予測」及び「地球探査衛星業務」に関するITU-Rハンドブック
以下を更に認め、
ITU-RレポートRS.2178「地球観測と関連するアプリケーションに使用する無線周波数の必須の役割と世界的な重要性」
以下に留意し、
a)　地上からの地球観測及び遠方からの地球観測の能力は、衛星又は地上のプラットフォーム（ITU-RレポートRS.2178参照）における広範な受動及び能動アプリケーションを許容する、多くの無線業務の下での無線周波数の使用可能性に依存すること。
b)　UNFCCCによれば、90パーセントを超す自然災害は気候又は気象に関連していること。
c)　ある地球観測アプリケーションでは、長期的に一貫した測定が不可欠であること（例えば、気候変動）。
d)　地球観測アプリケーションに使用する周波数帯は、特異な物理特性（例えば、線スペクトル）を有しているので、代替周波数帯への移行ができないこと。
e)　幾つかの必須の受動周波数帯は、無線通信規則の第5.340号に記載されていること。
f)　幾つかの重要な地球観測業務（受動）の検出器が無線の混信を受けており、その結果、データの誤りや全損が生じていること。
以下を決議する。
1　地球観測アプリケーションのための周波数の使用は、考慮すべき社会的及び経済的な価値を有することを引き続き認識すること。
2　地球観測のための無線周波数帯要求及び特に関連する周波数帯における地球観測システムの保護について考慮することを主管庁に要請すること。
3　これらのアプリケーションの運用に負の影響を与えるような決定を下す前に、地球観測アプリケーションのための周波数帯の使用及び利用可能性についての重要性を考慮することを主管庁に奨励すること。

改　決議第716（WRC-12、改）　固定及び移動衛星業務による３地域全てにおける1980-2010MHz及び2170-2200MHz並びに第二地域における2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯の使用並びに関連した移行措置
世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　WARC-92は、固定及び移動業務の分配と同様に一時的基礎で、2005年１月１日を導入期日としてMSSに1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯を分配したこと。
b)　移動衛星業務（MSS）による、３地域全てにおける1980-2010MHz及び2170-2200MHz並びに第二地域における2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯の使用は、WRC-95及びWRC-97で採択された無線通信規則第5.389A号及び第5.389C号の規定に基づいて、2000年１月１日、2002年１月１日（第二地域）又は2005年１月１日の導入期日を条件としていること。
c)　これらの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務[1]と共用されていること及びこれらの周波数帯は多数の国で固定業務に広く使用されていること。
d)　中短期的には固定業務とMSSの共用は可能である一方、長期的には両方の周波数帯で共用は複雑及び困難であるという研究結果が示されており、その結果、議論中の当該周波数帯で運用している固定局は、他の周波数帯に移行することが求められていること。
e)　多くの開発途上国で、2GHzの周波数帯の使用は、無線通信網のために非常に有利で